

# 指定給水装置工事事業者に関する提出書類等について

## 1. 新規指定申請時に必要な提出書類等

- 1) 今治市指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式第1号）
  - (1) 法人の場合：定款及び登記事項証明書  
個人の場合：代表者住民票写し
  - (2) 給水装置工事主任技術者免状（写し）  
※在職証明書（健康保険証等の写し）
- 2) 誓約書（別記様式第2号）
- 3) 今治市給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（別記様式第6号）  
※指定を受けた日から14日以内（事業所ごとに選任）
- 4) 機械器具調書（別紙）
  - (1) 機械器具の写真
- 5) その他
  - (1) 事業所位置図
  - (2) 事業所写真
- 6) 指定手数料 10,000 円  
※指定事業者証交付時に必要となります。

## 2. 指定更新時に必要な提出書類等

新規指定の申請書類等（別記様式第6号は不要）に加えて次の書類が必要です。

- 1) 今治市指定給水装置工事事業者 指定更新時申出書（別記様式第2号の2）

## 3. 指定事項に変更が生じたときに必要な提出書類等

次のような異動があった場合、届出が必要ですので忘れずに提出してください。

- 1) 指定事項変更届出書（別記様式第4号）が必要な場合

	変更事項	添付書類
1	氏名又は名称及び住所	定款及び登記事項証明書（法人） 住民票の写し（個人） 今治市指定給水装置工事事業者証
2	代表者又は役員（法人）	登記事項証明書 誓約書 今治市指定給水装置工事事業者証（代表者）
3	主任技術者の氏名	主任技術者の免状写し
4	主任技術者の免状の交付番号	

※変更のあった日から30日以内に提出。

2) 廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号）が必要な場合

	届出事項	添付書類
1	事業の廃止	今治市指定給水装置工事事業者証
2	事業の休止	
3	事業の再開	なし

※廃止・休止：当該廃止又は休止の日から30日以内に提出。

再開：当該再開の日から10日以内に提出。

3) 主任技術者選任・解任届出書（別記様式第6号）が必要な場合

	届出事項	添付書類
1	主任技術者の選任	主任技術者の免状写し
2	主任技術者の解任	なし

※選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任のうえ提出。

※指定更新時に給水装置工事主任技術者等の変更が確認された場合は、所定の変更手続きを行った後、更新手続きを受付けます。

[ 問合せ先 ]

〒794-8511

今治市別宮町1丁目4番地1

今治市上下水道部 上下水道政策局

水道総務課（給水係）

(TEL) 0898-36-1576

(FAX) 0898-23-0389

suidoug@imabari-city.jp